

大学における地域連携活動

——現状と方向性——

大 藪 俊 志

【抄録】

近年、大学における地域との連携活動が重要視されるようになった背景には、社会・経済環境の変化のほか、国の政策の影響が挙げられる。政策・制度面では、教育基本法の全面改正（2006年）以降、大学の使命（役割）として、従来の研究・教育活動に加えて社会貢献が明確化されたことにより、大学における地域連携の取組みを促す多様な政策が展開されている。今日、各地の大学では広範多岐にわたる地域連携活動が実施されるようになったが、リソースの不足、大学と地域間のミスマッチなど様々な課題にも直面している。本稿では、地域連携活動における特徴と課題を検討したうえで、大学と地域間の互酬的な関係の確立、持続可能な地域連携活動と教育・研究活動との相乗効果の必要性などを強調する。

キーワード：地域連携活動，社会貢献，高等教育改革，COC 構想，地方創生

はじめに

本稿の目的は、大学における地域連携活動の取組みの背景にある政策・制度の展開、現状と課題を検討したうえで、今後の展望を考察することにある。

大学と地域との関係は、両者を取り巻く環境の変化を受け、比較的希薄な関係であった時代を経て、お互いを重要なアクターとして認識する時代となった⁽¹⁾。近年、大学と地域の連携活動が進展した背景には様々な事情があり、大学側からみると、高等教育改革に関連する国の政策・制度において、大学の使命として従来の「研究」「教育」に加えて「地域貢献（知の還元）」を強調する方向性を打ち出した影響が挙げられる⁽²⁾。また、大学を取り巻く近年の社会・経済環境の変化（成熟社会、低成長、18歳人口の減少、国立大学の法人化、国からの予算・助成金の減少など）を受け、大学が改めて自らの存在意義を再考せざるを得なくなった事情も指摘される⁽³⁾。

地域の側からみると、一連の地方分権改革が実行されるなかで「地域のことは地域で決める地域主権」や、地域に所在する多様な主体のネットワークによるガバナンス（「協治」）や「協働」などの概念が浸透するようになり、大学がローカル・ガバナンスにおける協働のパートナーとして重視されたことも、大学と地域の連携強化が進んだ要因とされる⁽⁴⁾。この他、人口構造の変化（少子高齢化社会における課題解決の必要性）、地域経済の変化（産業の空洞化、中心市街地の衰

退など地域経済の苦境，地域経済活性化に向けた研究機関としての大学の役割，などの要因も挙げられる⁽⁵⁾。

以下，第1節では，大学の地域連携事業に関わる政策・制度の経緯と内容を検討する。また，第2節では，大学における地域連携活動の進展状況を検討するとともに，第3節では，大学における地域連携事業の特徴と課題を分析し，今後の展望を試みることにしたい。

1. 大学の地域連携事業に関わる政策・制度の展開

近年における大学の地域連携の取組みに影響を及ぼした主要な国の政策・制度を概観すると，その嚆矢となる政策文書として中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」（2005年1月）が挙げられる。同答申では，「大学は教育と研究を本来的な使命としているが，同時に，大学に期待される役割も変化しつつあり，現在においては，大学の社会貢献（地域社会・経済社会・国際社会等，広い意味での社会全体の発展への寄与）の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら，教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが，近年では，国際協力，公開講座や産学官連携等を通じた，より直接的な貢献も求められるようになっており，こうした社会貢献の役割を，言わば大学の「第三の使命」としてとらえていくべき時代となっている」との認識を示したうえで，大学の有する機能として，①世界的研究・教育拠点，②高度専門職業人養成，③幅広い職業人養成，④総合的教養教育，⑤特定の専門的分野（芸術，体育等）の教育・研究，⑥地域の生涯学習機会の拠点，⑦社会貢献機能（地域貢献，産学官連携，国際交流等）の7つの類型を提示した⁽⁶⁾。

この後，2006年12月に全面改正された教育基本法では，第7条第1項において「大学は，学術の中心として，高い教養と専門的能力を培うとともに，真理を探究して新たな知見を創造し，この成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする」と規定するとともに，2007年6月に改正された学校教育法では，第83条第2項の条文において「大学はその目的を実現するための教育研究を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする」と規定したことにより，法制度上，大学の社会貢献機能がより明確化されることとなった⁽⁷⁾。

その後の展開をみると，全面改正後の教育基本法に基づき策定された第1期教育振興基本計画（2008年策定：計画期間2008～2012年度）では，大学の社会貢献機能に関し，「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し，社会の発展を支える」との基本的方向を示したうえで，「国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する」ため，「地域社会においてニーズの高い教育や，地域の活性化等の社会貢献のため，国公立の大学等の協同で行う取組を支援する等，各大学等がそれぞれの特色を活かして行う地域振興に貢献する取組を促す」施策の必要性を提起している⁽⁸⁾。

また、第2期教育振興基本計画（2013年策定：計画期間2013～2017年度）では、基本的方向性4「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」において「互助・共助による活力あるコミュニティの形成」という成果目標を掲げ、高等教育・生涯学習関係では、①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加、②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加、③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加、④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上、⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上などの成果指標を提示した。また同計画では、大学などの「高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながる」との基本的考え方を示し、「地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）」の推進を提起した⁽⁹⁾。

このような政策提言・法制度の趣旨・目的を具体化する取組みの一環として、文部科学省では、2013年度より「自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的」とする「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）を実施した⁽¹⁰⁾。この「地（知）の拠点整備事業」は、2015年度より「地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的」とする「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（大学COC+事業）へと名称を変更し、新たな取組みが実施された⁽¹¹⁾（大学COC事業及び大学COC+事業の概要に関し図表1を参照）。

図表1 「地（知）の拠点整備事業」「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」の概要

事業名称	地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
事業目的	地域のニーズと大学のシーズ（教育・研究・社会貢献）のマッチングによる地域課題の解決	地方の大学群と、地域の自治体・企業やNPO、民間団体等が協働し、地域産業を自ら生み出す人材など地域を担う人材育成を推進
最終目標	地域再生・活性化の核となる大学の形成	若年層人口の東京一極集中の解消
申請要件	①全学的な取組としての位置付けを明確化（学期等の位置付けなど） ②大学の教育研究と一体となった取組（全学生在学中に1科目は地域志向科目を履修） ③大学と自治体が組織的・実質的に協力 ④これまでの地域との連携の実績 ⑤自治体からの支援の徹底-マッチングファンド方式-	大学COC事業の要件に以下を追加 ⑥自治体の教育振興基本計画や申請内容に係る自治体の基本計画等への申請大学の役割の記載 ⑦地域の複数大学、中小企業やベンチャー企業、NPO等との連携
成果指標	取組に対する連携自治体の評価	連携自治体にある企業等への就職率・雇用創出数 取組に対する連携自治体及び中小企業等の評価
予算	平成26年度 34億円 平成25年度 23億円	平成27年度予定額 4.4億円

（出典）文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）事業説明会資料」（2015年1月30日）。

以上にみた国の政策展開と制度改正は、大学の社会貢献機能の中でも地域貢献機能（具体的には地域活性化）を強化する方向性を示すものである。例えば都市再生の分野では、内閣官房都市再生本部が「大学をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、地方公共団体や住民、NPOなどとの多面的な連携協働を進め、都市再生の一層の推進を図る」ため、①大学と地域との連携の強化によるまちづくりの取組の推進、②実践的な社会人教育の推進や社会活動への参加促進、③学生・外国人研究者等のための環境整備や市民とのふれあい・交流促進、④市民に開かれた大学、連続した緑地の確保等まちづくりと調和した大学キャンパスの形成、⑤まちづくりへの取組に当たっての大学と地域との連携を促進するための体制整備などを内容とする「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」（都市再生プロジェクト（第10次決定））を公表している（2005年12月）⁽¹²⁾。

また、総務省では、地域力の創造・地方の再生を目的とする政策の一環として、「大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する」ことを目指した「〔域学連携〕地域づくり活動」を実施している⁽¹³⁾。活動事例としては、①地域資源発掘、地域振興プランづくり、地域マップづくり、地域の教科書づくり、②地域課題解決に向けた実態調査、③地域ブランドづくり、地域商品開発、プロモーション、④商店街活性化策検討、アンテナショップ開設、⑤観光ガイド実践、海外観光客向けガイドブックづくり、⑥環境保全活動、まちなかアート実践、子ども地域塾運営、高齢者健康教室運営などが挙げられており、「域学連携」地域活力創出モデル実証事業（2012年度）と「域学連携」実践拠点形成モデル実証事業（2013年度）がそれぞれ実施された。

この他、中央教育審議会の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018年11月）においても、複数の大学等と地方公共団体、産業界等とが恒常的に対話し、連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築が提言されており⁽¹⁴⁾、この提言を受け文部科学省では、各地域において、大学等、地方公共団体、産業界等が連携し、地域社会のビジョンや高等教育を取り巻く現状と将来像について共有・理解を図り、お互いの立場を越えて恒常的に議論を交わすことができるプラットフォームの構築が図られるよう、各地域における検討の参考となるガイドラインを策定している⁽¹⁵⁾。

なお、地方創生の取組みでは、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度などを主な内容とする「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定（2018年6月）されるとともに、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（2020年7月17日閣議決定）において、「魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進」することが明記された⁽¹⁶⁾。

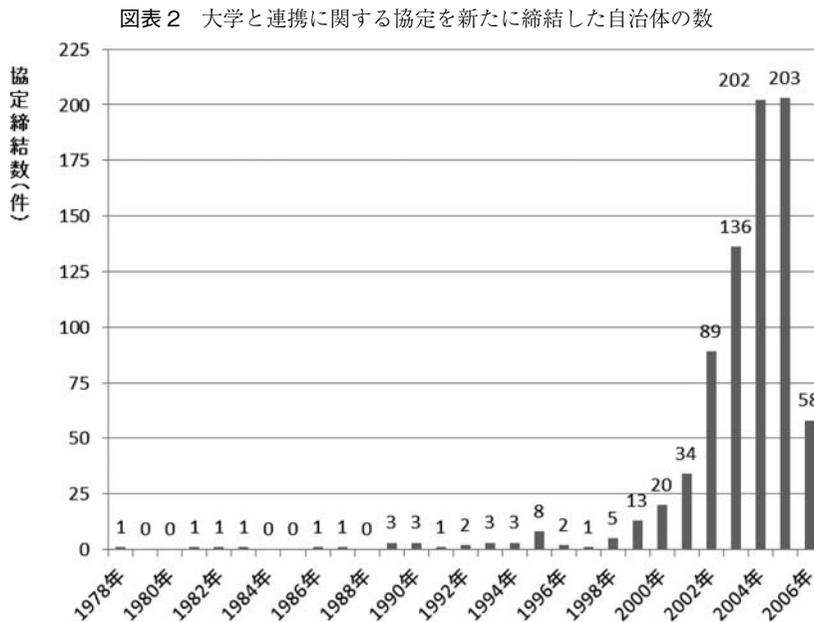
その他具体的施策としては、文部科学省が2020年度より「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」を実施している。これは、地域の知の拠点としての大学が、他の

大学や地方公共団体、地域の企業などと協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行し、併せて出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することにより、学卒者の地元定着と地域活性化を推進する取組みである⁽¹⁷⁾。

以上の大学における地域連携の取組みに影響を及ぼした主な国の政策・制度の経緯をみると、「地域貢献（知の還元）」の文脈において、知識基盤社会の時代における（地域）社会に開かれた高等教育の実現に始まり、地域課題の解決に取り組む産官学連携のプラットフォームの形成、地方創生策の一環としての地域雇用政策（若者の雇用機会の創出、地元定着など）に至るまで、その政策目的を多様化する傾向にある⁽¹⁸⁾。

2. 大学における地域連携活動の進展と取組み内容

次に、大学における地域連携の進展の経緯と活動の具体的な取組み内容について概観する。まず、大学における地域連携活動の進展の経緯をみると、内閣官房都市再生本部による基礎自治体（市区町村）を対象とした調査（2007年）によれば、大学との連携事業を「現在行っている」と回答した自治体は371（43.3%）、大学と連携に関する協定を締結した自治体は542（回答自治体の63.3%）となっていた⁽¹⁹⁾。また、大学と連携に関する協定を新たに締結した自治体の数の推移は図表2の通りであり、2002～2006年頃に大学と基礎自治体との連携事業が急速に進んだ状況が示されている。



（出典）草津市草津未来研究所「大学と地域の連携に関する調査研究報告書－大学のある都市としての優位性を活かすために－」（2016年3月）5頁（図1-2）。内閣官房都市再生本部資料に基づき作成された図表。

また、神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課による広域自治体（都道府県）と大学との連携活動に関する調査では、近年、①都道府県が設置する委員会等への地元大学の教員等の参加、②連携協定等の締結、③地域の政策課題等に関する大学との共同研究・委託研究事業の推進などの取組みが活発化しており、2002年以降、連携協定の締結数が急増していることが示されている⁽²⁰⁾。

次に、大学の機能開放の文脈から地域連携活動の取組み内容を見ると、その活動は、①正課教育の開放（学部・大学院の社会人の受け入れ、学部・大学院の昼夜開講制、科目等履修生の受け入れ、学部の夜間主コース・夜間大学院、学部・大学院における通信課程）、②機能的開放（大学公開講座、地域社会に対する研究成果の情報提供）、③人材提供事業（学外の審議会・委員会における教員の活動、学外の講演会・講習会・研修会等における教員の講師活動）、④施設開放（学内図書館・スポーツ施設等の一般開放）、⑤受託、共同研究（学外組織との受託・共同研究）のカテゴリーに分けられる⁽²¹⁾。これらを整理すると、地域連携の活動分野としては、受託研究、共同研究、ライセンス、大学発ベンチャー、学術指導・技術相談、シンクタンク、サイエンスパーク、研究成果公開、アウトリーチ活動、市民向けの公開講座、社会人学生の受け入れ、専門人材の育成、審議会委員会活動、学外講演、行政計画参加、専門家派遣、図書館開放、スポーツ施設開放、文化施設開放などの分野が挙げられ、広範多岐にわたる活動がなされていることが理解される⁽²²⁾。

また、大学における地域連携活動の実施状況を見ると、文部科学省科学技術・学術政策研究所の全国の高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）を対象とした調査（「高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）における社会・地域貢献活動」）によれば、大学などが実施する社会・地域貢献の活動内容では「公開講座の開催」が最も多く（92.5%）、続いて「学外の講演会・社会教育事業への講師派遣」（83.9%）、「社会・地域問題への対処や地域活性化活動への教職員・学生の参画」（16.5%）、「国・自治体関係の委員会や基幹・計画づくりへの教職員の参画」（9.6%）、「連携協定に基づく自治体との連携事業への教職員・学生の参画」（9.6%）、「食学の有する施設・分析機器・機材等の外部開放」（6.5%）、「初等・中等教育等への支援や連携」（2.5%）、「研究内容の対外的な発信（公開講座を除く）」（0.9%）、「専門人材の教育」（0.9%）、「産学官連携による研究開発、技術開発、商品・サービス開発」（0.8%）、「企業への技術指導・技術コンサルティング」（0.4%）、「地域医療への貢献」（0.3%）、「企業等への経営指導や起業支援」（0.3%）、「その他」（0.3%）の順で取組みがなされている（図表3）⁽²³⁾。

図表3 社会・地域貢献の取組



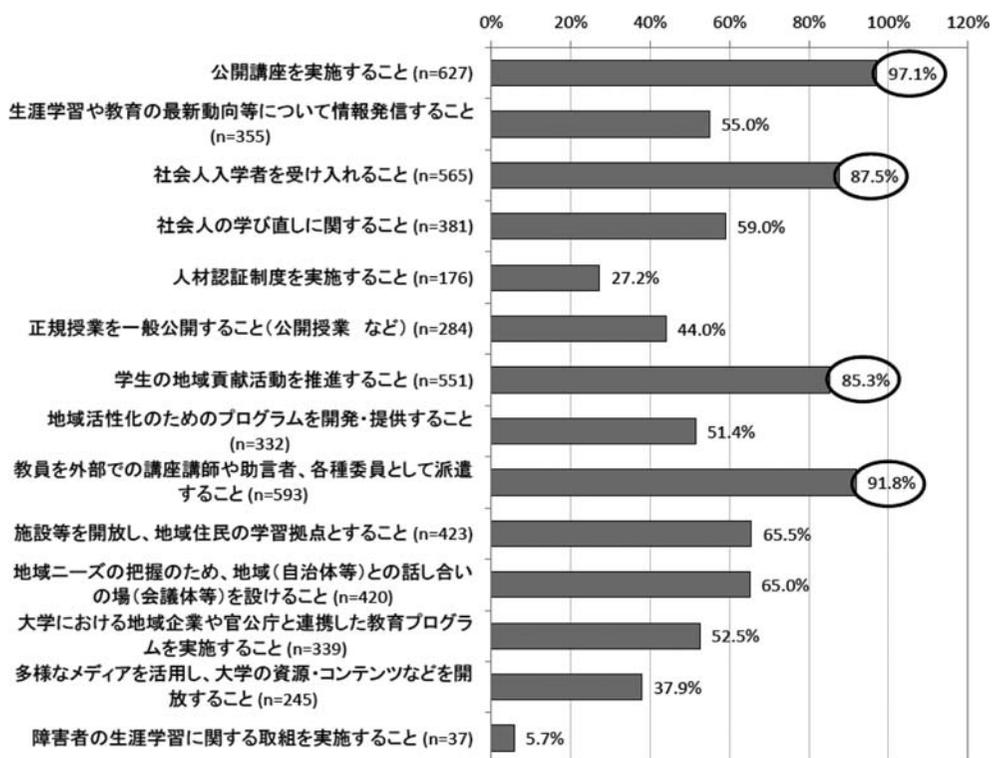
※複数回答。「一番注力しているもの」は単一回答。

（出典）野澤一博（2014）「高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）における社会・地域貢献活動」文部科学省科学技術・学術政策研究所『調査資料230』概要（図表0-1）。

なお、大学等の地域連携の主な活動地域の範囲については、「学校や学校関連施設の立地する市区町村及び近接する市区町村を中心に実施」（37.8％）の回答が最も多く、次いで「立地する市区町村を中心に実施」（27.2％）の回答が多い状況にあり、学校所在地及び近隣市町村地域における地域連携活動が中心になっていることが窺われる⁽²⁴⁾。

この他、文部科学省委託調査「平成 29 年度開かれた大学づくりに関する調査研究」に基づく地域社会に対する大学の貢献の取組み実態においても、「公開講座を実施すること」（97.1％）、「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること」（91.8％）、「社会人入学者を受け入れること」（87.5％）、「学生の地域貢献活動を推進すること」（85.3％）の回答割合が高いことが示されている（図表 4）⁽²⁵⁾。

図表 4 実際に取り組んでいる項目（n=646 複数回答）



※1 社会人の学び直し：公開講座や正規授業等を通して実施され、主に「受講者が、現在の仕事・職業や今後の就職や転職などに役立つ専門知識や能力を身につける」「受講者個人の仕事に関する今後のキャリア形成に資する」ことを目的とする取組。

※2 人材認証制度：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に証明するような仕組み。例えば、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の称号・呼称の付与のほか、講座受講による修了証の交付等の仕組みまでを広く対象とする。ただし、法令に根拠のある資格やある時点における知識・技能の到達度だけを認定する。検定試験は含まない。

※3 大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラム：公開講座等の生涯学習の推進を目的とした教育プログラムの他、学生向けの教育プログラムも含む。

※ 無回答の学校を母数から除外している場合があるため、nの値が異なることがある。

(出典) 文部科学省「平成 29 年度開かれた大学づくりに関する調査研究【調査報告書】(1)」株式会社リベルタス・コンサルティング(2018年3月)8頁(図表4)。

以上、大学における地域連携活動の進展の経緯をみると、高等教育分野における国の政策・制度（国立大学の法人化、中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」、教育基本法の改正、大学COC事業・大学COC+事業など）の展開、地方分権改革、近年の様々な地域活性化策（地方創生など）の影響を受けていることが窺われる⁽²⁶⁾。また、地域連携の具体的な取り組み内容に関しては、大学の機能開放の一環として従前より行われていた諸活動（公開講座の開催、学外の講演会・社会教育事業への講師派遣など）を基盤としつつ、「社会・地域問題への対処や地域活性化活動への教職員・学生の参画」などより直接的に地域課題に対処する取り組みにも重点が置かれていることが指摘されている⁽²⁷⁾。

3. 大学における地域連携事業の課題

大学の役割（使命）として地域連携の取り組みが定着しつつあるなか、活動の実施に際しては様々な課題も指摘されている。例えば、前節で取り上げた調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所「高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）における社会・地域貢献活動」）では、社会・地域貢献活動において直面する課題に関し、「職員が不足している」（48.7%）、「十分な収入や外部資金を確保できない」（46.5%）、「教員が不足している」（45.4%）などの問題点が挙げられている⁽²⁸⁾。また、文部科学省委託調査「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究」では、地域連携における課題として「大学側の人手・人材が不足している」（81.6%）、「連携のための予算が確保できない」（39.5%）、「地域との連携の意義が学内に浸透していない」（38.6%）の回答が多い⁽²⁹⁾。

今日、大学における地域連携の取り組みは、所在する地域、設置主体、歴史的経緯、専門領域などの特色を活かした多様な展開がみられるところであるが、その取り組みは、①産学官連携（大学・企業・行政の連携を通じた技術・研究開発、イノベーションによる経済の活性化）、②産学連携（大学と企業との連携による技術・研究開発、イノベーション）、③学学連携（大学間の連携による専門研究者の共同研究の推進）、④域学連携（大学と地域との連携による地域課題の専門的解決）、⑤社会連携（大学と社会との連携、社会課題の解決と社会の活性化）、⑥地域連携（大学と地域社会との連携を通じた地域課題の解決）の類型に分類されることがある⁽³⁰⁾。

このような類型のうち、広義の地域連携活動の範囲には、④⑤⑥の域学連携・社会連携・地域連携の類型が該当するものと考えられるが、その活動の表出類型には、①ボランティア型、②意見提案型、③産学連携型の3類型が認められ、それぞれの類型が何らかのリスクや課題を抱えているという⁽³¹⁾。まず、①ボランティア型では、活動に参加する学生が安価な労働力とみなされるリスク（地域社会の側からみた場合、学生が退出した場合の自立化のリスク）や、学生の活動が社会経験程度のレベルにとどまるおそれがあるなどの課題が指摘される。また、②意見提案型の場合は、学生（若者）の感性や行動力のみを期待を寄せ、研究・教育活動上の専門性が等閑視

されるリスクがある。そして、③の産学連携型においても、大学が提供できる専門的な研究分野と地域社会の側が求める課題の対象領域にミスマッチが生じるおそれがある。そのためこのようなリスクを避けるためには、①地域社会への正確な情報提供（大学が有する知的資産の把握、学外への継続的な情報発信など）、②地域社会の特性や課題の把握、③高等教育機関としての役割の再確認などが必要となる⁽³²⁾。

また、現場（地域）の要望に関し大学側が具体的な解決策を示さないことに対する「地域の不満」と、大学と連携すれば何とかなると考える地域の要望に応えきれない「大学の不安」という問題の構図も指摘されている⁽³³⁾。この点、大学の社会（地域）連携活動の類型を、①交流型、②価値発見型、③課題解決型実践型、④知識共有型に分類した場合、①の取組みでは学生が住民とともに地域活動（イベントなど）に取り組むことによりマンパワーの提供が期待される反面、活動のマンネリ化による交流疲れなどの問題が生じやすいとされる⁽³⁴⁾。また、②の取組みでは、地域外部からの視点に基づく地域資源の見直しなどの効果が期待されるが、価値の発見にとどまり課題の解決や創造的な発展に繋げることが難しいなどの指摘があり、③④の取組みにおいても、時間や資金の確保の問題や、地域のニーズと大学の持つ専門知識とのマッチングの問題などが挙げられている⁽³⁵⁾。

以上にみた地域連携活動において生じ得る課題は直ちに解決できるものではないが、大学等の高等教育機関が直面する資金面の問題に関しては、地域連携（及び地方創生）を重要な政策課題として掲げる国・都道府県・市町村の支援が今後も必要とされる⁽³⁶⁾。また、人材面における問題に関しては、地域社会における大学の社会連携活動の取組みを戦略的に構築できるような専門的な知識を有するマネジメント人材の育成と確保も重要な課題となる⁽³⁷⁾。その他、「地域の不満」と「大学の不安」という問題の構図を解決していくためには、資金の獲得やマネジメント人材の確保などの環境整備に努めるだけでなく、地域連携活動で達成すべき目標や戦略を改めて明確化し、大学からの知識提供と地域からの情報収集を双方向に共有できる関係を構築することも必要とされる⁽³⁸⁾。

おわりに

今後の地域連携活動のあり方に関しては、活動を単体の取組みとみなすのではなく大学の研究・教育活動に繋がるシステムとして捉える必要性も指摘されている⁽³⁹⁾。大学が担うべき3つの機能（教育・研究活動・地域連携活動を含む地域貢献）をめぐる議論に立ち返れば、これらの機能を相乗的に捉えることで、「社会連携を避けた現状では教育や研究をこれまで以上に活性化し深化させることはできない」として、「地域社会との連携・協働、産学官連携、国際交流などを推進してはじめて有用な人材が育ち、有意義な研究」が可能になると考える視点も求められる⁽⁴⁰⁾。

また、地域連携活動における大学と地域との関係の在り方を考える場合、役務の提供者としての大学と受益者としての地域として位置付けるのではなく、双方が互酬的な関係にあることを前提としなければ長続きする活動は困難とされる⁽⁴¹⁾。この点、大学には地域社会を構成する主要なアクターとして、持続可能な地域連携活動と教育・研究活動との相乗効果を生み出し、地域の魅力の向上と発展にこれまで以上に主体的に関わることも必要とされている。

地域社会のアクターとしての大学が取り組む地域連携活動は今後も重視される傾向にあるものと見込まれるが、他方では学外からの大学に対する見方には過剰な期待や誤解があることも否めない。この点、地域において「大学の役割」を議論する際の「素朴な信念」は、「地域で何かしていれば内容の質を吟味しない」という形骸化の危険性も指摘される⁽⁴²⁾。今後の大学における地域連携活動では、高等教育機関としての大学本来の使命に立ち返りつつ、学内外の様々な変化に対応した適時適切な取組みが必要となる。

注

(1) 地域の役割が重視される以前、総体的にみると大学は、「キャンパスに必要な広さ、交通の便などある種の地域の特性・特徴を問題にしても、そこに住民として住む市民・人々の特徴、関心、大学への関わり方・協力度、あるいは伝統や文化など地域の根幹に関わることは、重要な尺度・関心事とはならないのが普通であった」とされる（小松隆二「大学にとって地域とは何か－大学と地域関係の基礎」伊藤真知子・小松隆二編著『大学地域論－大学まちづくりの理論と実践』論創社、2006年、3-44頁）。戦後、地域における大学の役割は、社会教育、成人教育、生涯学習など一般成人を対象とした教育機会の提供が主であった（山田雄三「大学と地域社会の関係をめぐる歴史・展望・課題」福岡・東アジア・地域共生研究所『地域共生研究』（第2号）、2013年、89-109頁）。

ただし、個別具体的な事例をみると、歴史的町並みの保存、密集市街地の改善等を目的とするまちづくり活動など、従前から大学による地元密着型の活動が展開されてきた分野もみられる（前田英寿・志村秀明・戸澤幸一「大学と地域」芝浦工業大学地域共創センター編著『大学とまちづくり・ものづくり 産学官民連携による地域共創』三樹書房、2019年、17-32頁）。

また、産学連携の分野では1990年代以降に本格的な取組みがなされ、科学技術基本法の制定（1995年）、第1期科学技術基本計画（5か年計画）（1996年）、大学等技術移転促進法（1998年）、産業活力再生特別措置法（1999年）などの制定・策定を経て、大学の研究成果を産業界に移転する仕組み（承認 TLO 制度）や、研究委託の成果を受託者に帰属させるための仕組み（日本版“バイ・ドール条項”）が構築されるなど、産学官の人材交流を促進し産学連携を積極的に推し進めるための法制度の基盤が整備されてきた（池田貴城「産学官連携の課題と今後の展望－主として高等教育行政の観点から－」『産学連携学』（Vol.8, No.2）、2012年、66-75頁。兼本雅章「日本における産学連携－その変遷と文系産学連携を中心に－」『総合政策論叢』（第6号）、2015年、47-80頁）。

(2) 京都府政策企画部戦略企画課「『大学・地域連携のあり方に関する調査研究』報告書」（2015年3月30日）、6-7頁。

(3) 小松尚「本書のねらいと構成」小林英嗣＋地域・大学連携まちづくり研究会編著『地域と大学の共創まちづくり』学芸出版社、2008年、9-13頁。

しかしながら、地方分権時代の地域リーダー育成を目指して創設された高崎経済大学地域政策学部（1996年）の事例にみられるように、大学側も受け身の姿勢に終始していたわけではない（「地域政策学部の理念と戦略－地方分権社会の地域リーダー育成－」大宮登・増田正編著／高崎経済大学附属地域政策研究センター編『大学と連携した地域再生戦略－地域が大学を育て、大学が地域を育てる－』ぎょうせい、

- 2007年、2-16頁）。
- (4) 京都府政策企画部戦略企画課、前掲書、5頁。
 - (5) 長田進「地域貢献について大学が果たす役割についての一考察」『慶應義塾大学日吉紀要 社会科学』(26号)、2015年、17-28頁
 - (6) 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(2005年1月28日)。
 - (7) 文部科学省「教育基本法の改正について（通知）」(18文科総第170号)(2008年12月22日)。一連の法改正後に公開された『平成20年度文部科学白書』では、「地域の発展と大学」という一節を設け、地域の発展に向けた大学の役割として、①大学教育の機会提供、②地域を支える専門人材の育成（例：教員・医師・看護師の養成等）、③大学のもつ知的資源の地域社会への還元（例：人材の提供（審議会・委員会、学外の講演会・研修会などへの講師派遣）、共同研究・受託研究や技術移転事業などの産学連携活動等）などの取組みを挙げている（文部科学省編『平成20年度文部科学白書』文部科学省、2009年）。
 - (8) 文部科学省「教育振興基本計画」（第1期）(2008年7月1日) 29-33頁。
 - (9) 文部科学省「教育振興基本計画」（第2期）(2013年6月14日閣議決定) 65-68頁。
 - (10) 文部科学省ホームページ（平成26年度「地（知）の拠点整備事業」パンフレットについて）(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/1358201.htm) (2021年10月1日閲覧)。文部科学省「地（知）の拠点整備事業について」(2013年) (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/05/20/1346067_03.pdf) (2021年10月1日閲覧)。
 - (11) 文部科学省ホームページ（平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」パンフレットについて）(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/1378659.htm) (2021年10月1日閲覧)。文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）事業説明会資料」(2015年1月30日)。
 - (12) 内閣官房都市再生本部「都市再生プロジェクト「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」」(2005年12月6日都市再生本部決定)（内閣官房・内閣府総合サイト（地方創生）<https://www.chisou.go.jp/tiki/toshisaisei/dail5/15siryou1.pdf>) (2021年10月1日閲覧)。
 - (13) 総務省ホームページ（「域学連携」地域づくり活動）(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html) (2021年10月1日閲覧)。
 - (14) 文部科学省ホームページ（地域連携プラットフォームの構築）(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html) (2021年10月1日閲覧)。また、第3期教育振興基本計画（2018年策定：計画期間2018～2022年度）においても、方針5「教育政策推進のための基盤を整備する」に関連して、「今後18歳人口の大幅な減少が予想され、特に地方においては、小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する」ための高等教育のシステム改革という目標を掲げ、その具体的施策の一つとして「地域の高等教育機関が、産業界や地方公共団体と共に将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築」することを提唱した（文部科学省「教育振興基本計画」（第3期）(2018年6月15日閣議決定) 89-90頁)。
 - (15) 文部科学省「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン～地域に貢献し、地域に支持される高等教育へ～」(2020年10月31日) (https://mext.go.jp/content/20201029-mext-koutou-000010662_01.pdf) (2021年10月1日閲覧)。
 - (16) 内閣官房・内閣府総合サイト（まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」「基本方針」）(https://www.chisou.go.jp/sousei/mahishi_index.html) (2021年10月1日閲覧)。「魅力ある地方大学の創出」は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」(2021年6月18日閣議決定)においても明記されている。
 - (17) 文部科学省（大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R））ホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/chihososei/index.html) (2021年10月1日閲覧)。

- 18) 文部科学省編『平成19年度文部科学白書』文部科学省, 2008年。文部科学省編『令和2年度文部科学白書』文部科学省, 2021年, 178-179頁。
- 19) 内閣官房都市再生本部「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」(2007年)。
- 20) 津久井稲緒「広域自治体からみた大学との包括連携協定」『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』(No.8)(2015年3月)85-108頁。
- 21) 小池源悟「大学と社会貢献」安原義仁・大塚豊・羽田貴史『大学と社会』放送大学教育振興会, 2008年, 180-190頁。
- 22) 野澤一博「大学の地域連携の活動領域と課題」『産学連携学』(Vol.13, No.1), 2016年, 1-8頁。
- 23) 野澤一博「高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)における社会・地域貢献活動」文部科学省科学技術・学術政策研究所『調査資料230』, 2014年, 6-9頁。この調査は全国の高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)1,177校を対象としたものであり, 有効回答として883校から回答を得ている(有効回答率75.0%)。
- 24) 同上, 10頁。同調査によれば, 国立大学・公立大学と比較した場合, 私立大学(及び短期大学・高等専門学校)は地理的にみてより狭い範囲(市区町村レベル)で活動する傾向にあること, また, 規模が大きい大学の方が活動範囲を広げる傾向にあることが示されている。
- 25) 文部科学省「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究【調査報告書】(1)」株式会社リベルタス・コンサルティング(2018年3月)。この調査は全国の大学・短期大学1,116校を対象としたものであり, 回収率は83.0%(大学84.1%, 短大80.5%)であった。
- 26) 山田浩久「大学教員による地域連携活動」山田浩久編著『地域連携活動の実践 大学から発信する地方創生』海青社, 2019年, 11-28頁。また, 近年における大学の地域貢献(地域連携)活動の背景と傾向について, 長田進, 前掲論文, 17-28頁, 羅一慶「学生を媒介とする文献の産学公(官・NPO)連携と学び合う地域」渋谷努編『大学と地域社会の連携-持続可能な協働への道すじ』石風社, 2006年, 17-50頁を参照。
- 27) 野澤一博(2016年), 前掲論文, 1-8頁。
- 28) 野澤一博(2014年), 前掲論文, 26-28頁。
- 29) 文部科学省(2018年), 前掲書, 49頁。
- 30) 西村順二「地域社会における社会的存在としての大学の役割, 特徴, そして課題」『甲南経営研究』(57巻3号), 2016年, 27-52頁。
- 31) 同上, 46-48頁。
- 32) 同上, 48頁。また, 地域社会においても, ①大学が有する知的資源の情報を把握しうえることで連携を進めること, ②地域社会のニーズを明確化し, 活動の表出類型としてボランティア型, 意見提案型, 産学連携型のいずれが適切かを明らかにすること, ③現代における大学の実態(学生の気質, 学生の時間活用の現状など)を理解することが求められる(西村順二, 前掲論文, 48-49頁)。
- 33) 中塚雅也・小田切徳美「大学地域連携の実態と課題」『農村計画学会誌』(Vol.35, No.1), 2016年, 6-11頁。
- 34) 同上, 7頁。
- 35) 同上, 7頁。
- 36) 地方創生に果たすべき地域と協働する私立大学の役割, 国・自治体の支援の在り方, 地域の産業界の役割に関する大学側からの提言として, 一般社団法人日本私立大学連盟(地方大学の振興と地方創生に関するプロジェクト)「地域と私立大学が協働する地方創生に向けて-地方大学の振興と地方創生に向けて-」(2019年3月)がある。
- 37) 野澤一博(2016年), 前掲論文, 6-7頁。
- 38) 中塚雅也・小田切徳美, 前掲論文, 7頁, 9-10頁。
- 39) 野澤一博(2016年), 前掲論文, 7-8頁。
- 40) 阿部耕也「大学の機能開放・拡充に向けて~大学-地域連携の方向性を考える~」日本生涯教育学会年

報編集委員会編『日本生涯教育学会年報』（32号），2011年，145-155頁。

(41) 野澤一博（2016年），前掲論文，7頁。

(42) 早川公「地域に期待される「大学の役割」とは何か―「地域志向教育」のあり様をめぐる―」『地域活性化学会第9回研究大会発表論文集』2017年，306-309頁では，「「地域への協力」というお題目で依頼される事項が，イベントの設営や賑やかしという，単に若い労働力のサービス・アンド・サクリファイス（奉仕と自己犠牲）に思えるケースは存在する。」としている。

参考文献

阿部耕也「大学の機能開放・拡充に向けて～大学－地域連携の方向性を考える～」日本生涯教育学会年報編集委員会編『日本生涯教育学会年報』（32号），2011年。

池田貴城「産学官連携の課題と今後の展望－主として高等教育行政の観点から－」『産学連携学』（Vol.8, No.2），2012年。

一般社団法人日本私立大学連盟（地方大学の振興と地方創生に関するプロジェクト）「地域と私立大学が協働する地方創生に向けて－地方大学の振興と地方創生に向けて－」（2019年3月）

大宮登・増田正編著／高崎経済大学附属地域政策研究センター編『大学と連携した地域再生戦略－地域が大学を育て，大学が地域を育てる－』ぎょうせい，2007年。

大藪俊志「巻頭言」『佛教大学社会連携センター年報』（第5号）2019年。

大藪俊志「産学連携の可能性」『佛教大学社会連携センター年報』（第6号）2020年。

大藪俊志「持続可能な社会（地域）連携の構築に向けて」『佛教大学社会連携センター年報』（第7号）2021年。

兼本雅章「日本における産学連携－その変遷と文系産学連携を中心に－」『総合政策論叢』（第6号），2015年。

京都府政策企画部戦略企画課「「大学・地域連携のあり方に関する調査研究」報告書」（2015年3月30日）

小池源悟「大学と社会貢献」安原義仁・大塚豊・羽田貴史『大学と社会』放送大学教育振興会，2008年。

小松尚「本書のねらいと構成」小林英嗣＋地域・大学連携まちづくり研究会編著『地域と大学の共創まちづくり』学芸出版社，2008年。

小松隆二「大学にとって地域とは何か－大学と地域関係の基礎」伊藤真知子・小松隆二編著『大学地域論－大学まちづくりの理論と実践』論創社，2006年。

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」（2005年1月28日）

津久井稲緒「広域自治体からみた大学との包括連携協定」『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』（No.8）（2015年3月）。

内閣官房都市再生本部「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」（2007年）

長田進「地域貢献について大学が果たす役割についての一考察」『慶應義塾大学日吉紀要 社会科学』（26号），2015年。

中塚雅也・小田切徳美「大学地域連携の実態と課題」『農村計画学会誌』（Vol.35, No.1），2016年。

西村順二「地域社会における社会的存在としての大学の役割，特徴，そして課題」『甲南経営研究』（57巻3号），2016年。

野澤一博「高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）における社会・地域貢献活動」文部科学省科学技術・学術政策研究所『調査資料230』，2014年。

野澤一博「大学の地域連携の活動領域と課題」『産学連携学』（Vol.13, No.1），2016年。

早川公「地域に期待される「大学の役割」とは何か―「地域志向教育」のあり様をめぐる―」『地域活性化学会第9回研究大会発表論文集』2017年。

前田英寿・志村秀明・戸澤幸一「大学と地域」芝浦工業大学地域共創センター編著『大学とまちづくり・ものづくり 産学官民連携による地域共創』三樹書房，2019年。

文部科学省「教育振興基本計画」（第1期）（2008年7月1日）

- 文部科学省「教育基本法の改正について（通知）」（18文科総第170号）（2008年12月22日）
- 文部科学省編『平成19年度文部科学白書』文部科学省，2008年。
- 文部科学省編『平成20年度文部科学白書』文部科学省，2009年。
- 文部科学省「教育振興基本計画」（第2期）（2013年6月14日閣議決定）
- 文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）事業説明会資料」（2015年1月30日）
- 文部科学省「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究【調査報告書】（1）」株式会社リベルタス・コンサルティング（2018年3月）
- 文部科学省「教育振興基本計画」（第3期）（2018年6月15日閣議決定）
- 文部科学省編『令和2年度文部科学白書』文部科学省，2021年。
- 山田浩久「大学教員による地域連携活動」山田浩久編著『地域連携活動の実践 大学から発信する地方創生』海青社，2019年。
- 山田雄三「大学と地域社会の関係をめぐる歴史・展望・課題」福岡・東アジア・地域共生研究所『地域共生研究』（第2号），2013。
- 羅一慶「学生を媒介とする文献の産学公（官・NPO）連携と学び合う地域」渋谷努編『大学と地域社会の連携－持続可能な協働への道すじ』石風社，2006年。

（おおやぶ としゆき 共同研究研究員／佛教大学社会学部准教授）